

定 款

ハリマ共和物産株式会社

第 1 章 総 則

(商号)

第 1 条 当社は、ハリマ共和物産株式会社と称し、英文名ではH a r i m a
- K y o w a C o . , L T D . と表示する。

(本店の所在地)

第 2 条 当社は、本店を兵庫県姫路市に置く。

(目的)

第 3 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 油脂加工品、石鹼、洗剤、界面活性剤、染料、印刷インキの販売
2. 医薬品、医薬部外品、農薬、肥料、化粧品、衛生用品等の販売
3. 医療、保健、衛生用機器及び付属品の販売
4. 日用雑貨品及び食料品の販売
5. 包装用資材の販売
6. 玩具及び文房具の販売
7. 紙類及び加工紙の販売
8. 衣料用繊維製品の販売
9. 天然繊維、化学繊維及び編物、織物、不織布の販売
10. 前各号の物品の輸出入業
11. 倉庫業
12. 店舗設計並びに施工に関する事業
13. 不動産の賃貸並びに管理
14. 一般貨物自動車運送事業
15. 貨物利用運送事業
16. 労働者派遣事業
17. 自然エネルギー等による発電事業及びその管理、運営並びに電気の供給、販売等に関する業務
18. 太陽光発電のための屋根貸し事業に関する業務
19. 介護用品・生活関連用品のレンタル・販売・メンテナンス事業
20. 介護保険法の規定による福祉用具貸与事業
21. 介護保険法の規定による介護予防福祉用具貸与事業
22. 介護保険法の規定による特定福祉用具販売事業
23. 介護保険法の規定による特定介護予防福祉用具販売事業
24. 介護保険法の規定による住宅改修事業

25. 住宅介護者に対する介護に関する指導業務
26. 寝具のレンタル・リース・販売・メンテナンス・リネンサプライ事業
27. 医療器材・医療用消耗品・衛生用品の販売
28. 医療、福祉に関する調査、研究
29. 住宅改修事業
30. イベント企画及び広告業
31. 広告代理業務
32. インターネットによるショッピングモールの開設・運営及び通信販売事業
33. 各種食料品、飲料水の販売業
34. ホームページの作成及び運営受託業務
35. 企業経営診断業務
36. 企業経営コンサルタント業務
37. 市場調査・経営企画・店舗設計・財務管理・労務管理の指導・援助並びに教育
38. 新商品開発、企画、立案並びに販売、調査の受託
39. 地域産業に関する商品の企画、立案並びに販売、調査の受託
40. 社員研修の企画・実施及び研修請負
41. グループ会社に対する労働者派遣業
42. グループ会社に対する経営指導及び管理、運営業務
43. 人材育成及び職業能力開発のための教育事業
44. 前各号に附帯関連する一切の事業

(機関)

第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査等委員会
3. 会計監査人

(公告方法)

第 5 条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当会社の発行可能株式総数は、14,000,000 株とする。

(自己株式の取得)

第 7 条 当会社は、会社法第 165 条第 2 項の規定に基づき、取締役会の決議をもって市場取引等により自己株式を取得することができる。

(単元株式数)

第 8 条 当会社の単元株式数は、100 株とする。

(単元未満株式についての権利の制限)

第 9 条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利
2. 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
4. 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増請求)

第 10 条 当会社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを当会社に請求（以下「買増請求」という。）することができる。

2. 買増請求をすることができる時期、請求の方法等については、取締役会において定める株式取扱規則による。

(株主名簿管理人)

第 11 条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
3. 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。

(株式取扱規則)

第12条 当会社の株式に関する手続きおよび手数料は、法令または定款のほか、取締役会で定める株式取扱規則による。

第3章 株主総会

(招集)

第13条 当会社の定時株主総会は、毎年6月に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。

(定時株主総会の基準日)

第14条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集権者および議長)

第15条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長が招集し、その議長となる。

2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれに当たる。

(電子提供措置等)

第16条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第17条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第18条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その

議決権を行使することができる。

2. 前項の株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第4章 取締役および取締役会ならびに監査等委員会

(取締役の員数)

第19条 当会社の取締役（監査等委員であるものを除く。）は、8名以内とする。

2. 当会社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。

(取締役の選任)

第20条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会において選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第21条 取締役（監査等委員であるものを除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第22条 取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員であるものを除く。）の中から代表取締役を選定する。

2. 取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員であるものを除く。）の中から取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会の招集通知)

第 23 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役に対して発する。
ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

2. 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(監査等委員会の招集通知)

第 24 条 監査等委員会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

(取締役会の招集権者および議長)

第 25 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。

2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれに当たる。

(取締役会の決議の省略)

第 26 条 当会社は、取締役全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役への委任)

第 27 条 当会社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定を取締役に委任することができる。

(取締役会規則)

第 28 条 取締役会に関する事項は、法令または定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。

(監査等委員会規則)

第 29 条 監査等委員会に関する事項は、法令または定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。

（取締役の報酬等）

第 30 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受け取る財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議で定める。

（取締役の責任免除）

第 31 条 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第 423 条第 1 項の取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。

2. 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第 5 章 計 算

（事業年度）

第 32 条 当会社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年とする。

（期末配当金）

第 33 条 当会社は、株主総会の決議によって毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）をする。

（中間配当金）

第 34 条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第 454 条第 5 項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。

（期末配当金等の除斥期間）

第 35 条 期末配当金および中間配当金が、支払開始の日から満 3 年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

附則

（監査役の責任免除に関する経過措置）

当会社は、第 58 期定時株主総会終結前の行為に関する会社法第 423 条第 1 項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。